

令和2年4月8日

【定時制】保護者の皆様

県立高浜高等学校長

国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について

日頃から本校の教育活動等にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、令和2年4月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請がありました。

については、この要請を受け、県立高等学校でも次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

- 1 4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとします。
- 2 休業期間中に個別に登校する機会を設けることがあります。  
なお、個別登校の機会を設ける場合は、集団感染発生のリスクを高める「3つの条件」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）を避ける取組を徹底するなど、学校としても最大限の感染拡大防止のための措置等を講じるようにします。
- 3 次回の登校予定日は5月7日（木）17：20としますが、変更の場合はあらためて連絡します。

臨時休業実施中の対応につきまして、引き続き、保護者の皆様のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

※マチコミへの登録、高浜高校 HP をご覧ください。

問合せ先

教頭 獅々倉 聡

電話 (0463) 21-2351